

常務理事	事務長	総務課長	業務課長	係

令和 年 月 日

健康保険限度額適用認定申請書

被保険者証 記号・番号				
被保険者 氏名			事業所 名称	
被保険者 住所	〒 ー 都道 府県			
認定 対象者	氏名	生年月日	S H R	年 月 日

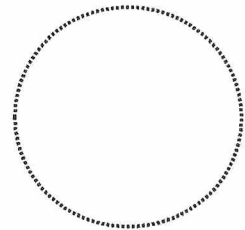
- ・この申請書は事業所へ提出をしてください。発行した証は事業所へ送付いたします。
- ・申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付は出来ません。
- ・有効期限は原則8月31日までとなります。
- ・有効期限以降に引き続き認定証が必要な時は再度申請をしてください。
- ・非課税所得者は非課税証明書を添付してください。
- ・窓口にて交付の場合は受取者の身分証明書（免許証等）を確認させていただきます。
- ・不要になったときや期限が切れたときは必ずこの証を返却してください。

【限度額適用認定申請書の提出が不要な方】

- ・70歳以上で標準報酬月額26万円以下の方と83万円以上の方は高齢受給者証を提示することにより、医療機関の窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

受付年月日

オンライン資格確認を導入している医療機関では限度額適用認定証が不要です。
マイナンバーカードまたは健康保険証で受信をする際に情報閲覧の同意を
することで、医療機関は限度額情報を確認することができます。
※オンライン資格確認の導入は令和5年4月から義務化されています。



健保使用欄

適用区分	標準報酬 月額 千円	70歳未満	ア・イ・ウ・エ・オ・非
		70歳以上 現役並	I II
適用認定年月日		証有効年月日	
年 月 日		年 月 日	

(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



2 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが**できます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が免除**されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

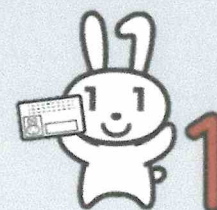
マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare